

# 附属資料

# 1 機 構

(1) 大阪広域水道企業団機構図

(令和2年3月31日現在)



議 会 ————— 事 務 局  
監 査 委 員 ————— 事 務 局

## (2) 事業所の所在地

(令和2年3月31日現在)

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
経 営 管 理 部	〒540 - 0012	大阪府中央区谷町2丁目3-12
事 業 管 理 部		マルイト谷町ビル3階
北 部 水 道 事 業 所	〒565 - 0824	吹田市山田西4丁目3-1
郡 家 ポ ン プ 場	〒569 - 1136	高槻市郡家新町4-2-2
小 野 原 ポ ン プ 場	〒562 - 0024	箕面市栗生新家3丁目2
高 槻 ポ ン プ 場	〒569 - 0047	高槻市堤町2-1
千 里 浄 水 池	〒562 - 0035	箕面市船場東3丁目1-4-1
奈 佐 原 浄 水 池	〒569 - 1041	高槻市奈佐原3丁目5-1-0
北部第一(彩都)ポンプ場	〒567 - 0085	茨木市彩都あさぎ4丁目-1
北部第二(佐保)ポンプ場	〒568 - 0095	茨木市佐保1-1-2-4
北部第三(泉原)ポンプ場	〒568 - 0097	茨木市大字泉原1-4-1-3
北部第四(野間口)加圧ポンプ場	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-4-6-5
多 留 見 浄 水 池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1-2-4
野間峠サージタンク	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-6-2-1-3
東 部 水 道 事 業 所	〒577 - 0803	東大阪府下小阪4丁目1-2-7
四 條 畷 ポ ン プ 場	〒575 - 0033	四條畷市美田町6-1
枚 岡 ポ ン プ 場	〒579 - 8056	東大阪府若草町8-2-5
藤 井 寺 ポ ン プ 場	〒583 - 0001	藤井寺市川北1丁目
八 尾 ポ ン プ 場	〒581 - 0036	八尾市沼4丁目3-3
枚 岡 加 圧 ポ ン プ 場	〒579 - 8025	東大阪府宝町2-3-2-0
生 駒 山 無 線 中 継 所	〒630 - 0266	奈良県生駒市門前町2-1-1-6-1-5-5
南 部 水 道 事 業 所	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
美 陵 ポ ン プ 場	〒583 - 0014	藤井寺市野中1丁目1-1-0
狭 山 ポ ン プ 場	〒589 - 0003	大阪府狭山市東野東1丁目3-2-1
富 田 林 ポ ン プ 場	〒584 - 0028	富田林市中野町西1丁目
泉 佐 野 ポ ン プ 場	〒598 - 0021	泉佐野市日根野2-4-1-3
河 南 加 圧 ポ ン プ 場	〒585 - 0031	南河内郡河南町大字中7-2-5-1-4
旧 岸 和 田 ポ ン プ 場	〒596 - 0003	岸和田市中井町1-1-7
泉 大 津 ポ ン プ 場	〒595 - 0073	泉大津市新港町1番地
泉 北 浄 水 池	〒590 - 0113	堺市南区晴美台1丁目2
泉 南 浄 水 池	〒599 - 0222	阪南市桑畑5-5-1-1-2
和 泉 浄 水 池	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
東 除 ポ ン プ 場	〒547 - 0014	大阪府平野区長吉川辺4丁目1-3
松 原 ポ ン プ 場	〒580 - 0016	松原市上田6丁目2-4-0-2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所在地	
村野浄水場 磯島取水場	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2
	〒573 - 1188	枚方市磯島北町40-1
庭窪浄水場 大庭浄水場 三島浄水場 万博公園浄水施設 一津屋取水場	〒570 - 0009	守口市大庭町2丁目30-18
	〒570 - 0002	守口市佐太中町2丁目33-91
	〒566 - 0043	摂津市一津屋3丁目1-1
	〒565 - 0826	吹田市千里万博公園5-3
	〒566 - 0043	摂津市一津屋530番地先
送水管理センター	〒577-0803	東大阪市下小阪4丁目1-27 (東部水道事業所内)
水質管理センター  河南水質管理ステーション (日野浄水場) (玉手浄水場)	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2 (村野浄水場内)
泉南水道センター 中央配水場 六尾配水場 六尾高区配水池 六尾低区配水池 新家受水池 新家配水池 童子畑送水ポンプ場 童子畑配水池 葛畑送水ポンプ場 葛畑配水池 砂川台加圧ポンプ場 俵池公園(六尾分岐)	〒590 - 0521	泉南市樽井737
	〒590 - 0521	泉南市樽井737
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾801-1
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
	〒590 - 0503	泉南市新家766-3
	〒590 - 0503	泉南市新家4816
	〒590 - 0514	泉南市信達金熊寺478-2
	〒590 - 0512	泉南市信達童子畑636-3
	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑647
	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑573
	〒590 - 0504	泉南市信達市場31-417
	〒590 - 0522	泉南市信達牧野1710-1
四條畷水道センター 中野ポンプ場 岡部ポンプ場 中央ポンプ場 岡山低区配水池 中区配水池 第1中継ポンプ場 第2中継ポンプ場 逢阪配水池 逢阪高区配水池	〒575 - 0051	四條畷市中野本町1番44号
	〒575 - 0051	四條畷市中野本町675番6
	〒575 - 0053	四條畷市大字中野187番3、188番3
	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目115番、156番
	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目1178番2
	〒575 - 0062	四條畷市清滝新町1130番128、129
	〒575 - 0063	四條畷市大字清滝1126番11
	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪572番、大字清滝1492番2 他
	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪408番1 他
〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪408番1 他	

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
田原高区配水池	〒575 - 0013	四條畷市田原台9丁目9番2
田原中区配水池	〒575 - 0013	四條畷市田原台9丁目15番1
さつきヶ丘配水池	〒575 - 0015	四條畷市さつきヶ丘988番57
田原低区配水池	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原615番3
田原浄水場	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原418番
阪南水道センター	〒599 - 0204	阪南市鳥取74-1
自然田受水場	〒599 - 0212	阪南市自然田771-6
東部中区受水池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取1141-9
東部中区配水池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取1133-84
山中配水池	〒599 - 0214	阪南市山中溪553-1
緑ヶ丘受水池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘1丁目2-4
緑ヶ丘配水池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘3丁目1055-123
さつき台受水池	〒599 - 0215	阪南市さつき台1丁目6-7
さつき台配水池	〒599 - 0215	阪南市さつき台3丁目21
桑畑受水池	〒599 - 0221	阪南市石田105-3
桑畑配水池	〒599 - 0222	阪南市桑畑462
石田配水池・受水場	〒599 - 0222	阪南市桑畑551-9
貝掛受水場	〒599 - 0224	阪南市舞3丁目868-4
光陽台受水池	〒599 - 0223	阪南市光陽台2丁目9-1
光陽台第一配水池	〒599 - 0223	阪南市光陽台4丁目25
光陽台第二配水池	〒599 - 0224	阪南市舞5丁目1571-3
鳥取配水池	〒599 - 0224	阪南市舞3丁目18-9
箱作受水場	〒599 - 0232	阪南市箱作419-2
箱作低区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台7丁目12-1
箱作中区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台8丁目3
箱作高区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台8丁目5
箱の浦受水場	〒599 - 0232	阪南市箱作2492-192
西部第二低区配水池	〒599 - 0232	阪南市箱作2867-7
西部高区配水池	〒599 - 0232	阪南市箱作2861-5
豊能水道センター	〒563 - 0103	豊能町東ときわ台1-2-3
豊能町受水場	〒563 - 0103	豊能町東ときわ台6-7-12
吉川加圧ポンプ場	〒563 - 0101	豊能町吉川251-10
新光風台加圧ポンプ場	〒563 - 0105	豊能町新光風台1-4-2
光風台配水池	〒563 - 0104	豊能町光風台5-25
吉川配水池	〒563 - 0101	豊能町吉川276
東ときわ台高区配水池	〒563 - 0101	豊能町吉川5-1
東ときわ台最高区配水池	〒563 - 0103	豊能町東ときわ台5-16-4
新光風台低区配水池	〒563 - 0105	豊能町新光風台3-27-25

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
新光風台高区配水池 ときわ台配水池 ときわ台低区配水池 希望ヶ丘浄水場兼東部水道管理棟 東 部 受 水 池 木代加圧ポンプ場 切畑加圧ポンプ場 高山第1加圧ポンプ場 高山第2加圧ポンプ場 牧・寺田加圧ポンプ場 野間口浄水場 寺田浄水場 希望ヶ丘低区配水池 希望ヶ丘高区配水池 木代低区配水池(東部第1浄水場) 木代高区配水池 野間口配水池 高山配水池 切畑高区配水池 牧配水池 寺田配水池 川尻低区配水池(東部第2浄水場) 川尻高区配水池 川尻減圧接合井(箕面市との共同施設)	〒563 - 0101 〒563 - 0101 〒563 - 0102 〒563 - 0214 〒563 - 0215 〒563 - 0215 〒563 - 0213 〒563 - 0217 〒563 - 0216 〒563 - 0213 〒563 - 0219 〒563 - 0212 〒563 - 0214 〒563 - 0214 〒563 - 0215 〒563 - 0215 〒563 - 0218 〒563 - 0216 〒563 - 0213 〒563 - 0211 〒563 - 0212 〒563 - 0217 〒563 - 0217 〒563 - 0217	豊能町吉川319-14 豊能町吉川320-214 豊能町ときわ台1-37 豊能町希望ヶ丘2-12-1 豊能町木代1360-4 豊能町木代924-5 豊能町切畑2502 豊能町川尻55 豊能町高山102-1 豊能町切畑102-7 豊能町余野950-1 豊能町寺田山谷ノ内堂畑13-1 豊能町希望ヶ丘2-28-15 豊能町希望ヶ丘3-48-1 豊能町木代774-2 豊能町木代1219-2 豊能町野間口 豊能町高山235-1 豊能町切畑497-5 豊能町牧有字谷1-4 豊能町寺田山谷ノ内堂畑4-4 豊能町川尻136-10 豊能町川432 豊能町川尻224-1
忠岡水道センター 北出第1配水場 北出第2配水場	〒595 - 0805 〒595 - 0803 〒595 - 0803	忠岡町忠岡東1丁目-34-1 忠岡町北出3丁目1-8 忠岡町北出3丁目3-16
田尻水道センター 田尻浄水場	〒598 - 0091 〒598 - 0092	田尻町嘉祥寺375-1 田尻町吉見212-1
岬水道センター 淡輪受水場 淡輪高区配水池 孝子浄水場 東畑ポンプ場 横手ポンプ場 深日配水池 日証配水池 寺山配水池	〒599 - 0392 〒599 - 0301 〒599 - 0301 〒599 - 0302 〒599 - 0312 〒599 - 0312 〒599 - 0303 〒599 - 0303 〒599 - 0303	岬町深日2000-1 岬町淡輪2465-1 岬町淡輪5047-10 岬町孝子936 岬町多奈川東畑262-3 岬町多奈川東畑984 岬町深日3158-2 岬町深日3073-70 岬町深日3175-5

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所在地	
東配水池	〒599 - 0311	岬町多奈川谷川3094
岬配水池	〒599 - 0301	岬町淡輪5727-2
池谷配水池	〒599 - 0313	岬町多奈川谷川3350-1
望海坂配水池	〒599 - 0304	岬町望海坂3丁目5027-2
東畑配水池	〒599 - 0312	岬町多奈川東畑1119
多奈川ポンプ室	〒599 - 0311	岬町多奈川谷川1670-5
太子水道センター	〒583 - 8580	南河内郡太子町大字山田88番地
板屋橋浄水場	〒583 - 0995	太子町大字太子353-1
梅川浄水場	〒583 - 0995	太子町大字太子337-3
山田加圧ポンプ場	〒583 - 0992	太子町大字山田3127-20
畑加圧ポンプ場	〒583 - 0993	太子町大字畑190-1前
中央配水池	〒583 - 0992	太子町大字山田194-3
磯長台配水池	〒583 - 0991	太子町大字春日1583-7
聖和台配水池	〒583 - 0996	太子町聖和台1丁目1-7
いわき台配水池	〒583 - 0992	太子町大字山田882番18
山田配水池	〒583 - 0992	太子町大字山田2480-2
畑配水池	〒583 - 0993	太子町大字畑661-1
千早赤阪水道センター	〒585 - 8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早浄水場	〒585 - 0051	千早赤阪村千早899-1
千早配水池	〒585 - 0051	千早赤阪村千早892-4
岩井谷浄水場	〒585 - 0055	千早赤阪村東阪771-2
上東阪配水池	〒585 - 0055	千早赤阪村東阪657-1、659-6
下東阪配水池	〒585 - 0055	千早赤阪村東阪390-3
第2減圧水槽	〒585 - 0055	千早赤阪村東阪83-4
二河原辺低区配水池	〒585 - 0042	千早赤阪村二河原辺52-5
二河原辺高区配水池	〒585 - 0042	千早赤阪村二河原辺185-甲
小吹減圧水槽	〒585 - 0053	千早赤阪村小吹929-1
小吹台高区配水池	〒585 - 0053	千早赤阪村小吹219-2
小吹台低区配水池	〒585 - 0053	千早赤阪村小吹68-964
小吹台第2機場	〒585 - 0053	千早赤阪村小吹68-555
甘南備受水池	〒584 - 0054	富田林市甘南備1861
川野辺受水池	〒585 - 0045	千早赤阪村川野辺66-1
水分低区配水池	〒585 - 0041	千早赤阪村水分919、1180
水分高区配水池	〒585 - 0041	千早赤阪村水分851-3
中津原第1加圧ポンプ場	〒585 - 0052	千早赤阪村中津原478-4
中津原第3加圧ポンプ場	〒585 - 0052	千早赤阪村中津原573-1
中津原加圧ポンプ場	〒585 - 0052	千早赤阪村中津原811-1

### (3) 分掌事務

#### 経営管理部

- 1 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関する事。
- 2 情報システムの開発の推進に関する事。
- 3 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関する事。
- 4 公印の管守に関する事。
- 5 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関する事。
- 6 企業団中他課の主管に属さない事。
- 7 事業の企画及び調査に関する事。
- 8 統計及び広報に関する事。
- 9 法規及び訴訟に関する事。
- 10 議会の調整に関する事。
- 11 予算、一時借入金及び企業債に関する事。
- 12 財務会計システムの管理に関する事。
- 13 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関する事。
- 14 会計事務の検査及び指導に関する事。
- 15 決算に関する事。
- 16 給水料金の総括に関する事。
- 17 資金の運用に関する事。
- 18 資産の管理及び処分に関する事。
- 19 その他会計事務に関する事。
- 20 市町村連携に関する事。
- 21 水道事業の広域化に関する事。

#### 事業管理部

- 1 水道及び工業用水道の施設整備計画に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る技術及び基準等に関する事。
- 3 水需要の調査に関する事。
- 4 各種機関等との調整業務に関する事。
- 5 危機管理に関する事。
- 6 水質管理等の総括に関する事。
- 7 給水申込みの処理に関する事。
- 8 取水、浄水及び送配水業務の総括に関する事。
- 9 取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関する事。
- 10 電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関する事。



- 11 水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の補助金に関する事。
- 12 その他水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の推進に関する事。
- 13 入札及び契約に関する事。
- 14 検査に関する事。
- 15 設計積算システムの管理に関する事。
- 16 用地及び支障物件の補償の総括に関する事。
- 17 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関する事。
- 18 固定資産（用地及び投資を除く。）の管理及び処分に関する事。

## 浄水場

- 1 取水、浄水及び送配水業務に関する事。
- 2 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に関する事。
- 3 場内の水質試験に関する事。

## 送水管理センター

- 1 送配水業務に関する事。
- 2 送配水施設の改良工事及び維持管理に関する事。

## 水道事業所

- 1 給水保証金、給水料金及び量水器使用料に関する事。
- 2 市町村との連絡調整に関する事。
- 3 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 4 送配水業務に関する事。
- 5 送水施設の維持管理に関する事。
- 6 改良工事の施行に関する事。

## 水質管理センター

- 1 水質の調査及び試験に関する事。
- 2 市町村水道水質検査受託事業に関する事。

## 水道センター

- 1 給水料金その他収入に関する事。
- 2 水道の開閉及び名義に関する事。
- 3 給水装置に関する事。
- 4 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 5 取水、浄水及び送配水業務に関する事。
- 6 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関する事。

- 7 水質に関する事。
- 8 改良工事の施行に関する事。
- 9 その他水道事業に関する事。

#### **議 会 事 務 局**

- 1 本会議及び委員会に関する事。
- 2 会議録に関する事。
- 3 議員の報酬及び費用弁償に関する事。
- 4 議決及び決定事項の処理に関する事。
- 5 請願及び陳情に関する事。
- 6 議会の広報に関する事。
- 7 職員の服務に関する事。
- 8 予算、決算及び経理に関する事。
- 9 文書の受発及び保管に関する事。
- 10 公印の管守に関する事。
- 11 その他庶務に関する事。

#### **監査委員事務局**

- 1 監査委員に関する事。
- 2 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関する事。
- 3 監査等の結果の報告及び公表に関する事。
- 4 職員の服務に関する事。
- 5 予算、決算及び経理に関する事。
- 6 文書の受発及び保管に関する事。
- 7 公印の管守に関する事。
- 8 その他庶務に関する事。

## 2 議決事項等

### (1) 議会議決事項等

○8月臨時会

#### 【議案】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	1.8.9	1.8.9	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	原案可決
第2号	1.8.9	1.8.9	大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件	同意

#### 【報告】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	1.8.9	1.8.9	平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要
第2号	1.8.9	1.8.9	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要

○11月定例会

#### 【議案】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	1.11.15	1.11.15	大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件	原案可決
第2号	1.11.15	1.11.15	大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件	原案可決
第3号	1.11.15	1.11.15	平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第4号	1.11.15	1.11.15	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第5号	1.11.15	1.11.15	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決

【報 告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	1.11.15	1.11.15	平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	認 定
第2号	1.11.15	1.11.15	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	認 定
第3号	1.11.15	1.11.15	平成30年度決算に基づく資金不足比率報告の件	議決不要
第4号	1.11.15	1.11.15	債権放棄報告の件	議決不要

○2月定例会

【議 案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	2.2.14	2.2.14	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件	原案可決
第2号	2.2.14	2.2.14	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	原案可決
第3号	2.2.14	2.2.14	非常勤職員の災害補償に関する条例等一部改正の件	原案可決
第4号	2.2.14	2.2.14	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決
第5号	2.2.14	2.2.14	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	原案可決
第6号	2.2.14	2.2.14	令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	原案可決
第7号	2.2.14	2.2.14	令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	原案可決

(2) 行政官庁許認可事項

① 水道用水供給事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総 務 大 臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	
大阪府指令環衛 第 1 9 8 6 号	R 1. 10. 25	大 阪 府 知 事	平成 31 年度大阪府生活基盤施設耐震化等 補助金交付決定書	交付額 58,608 千円
大阪府指令環衛 第 1 9 8 7 号	R 1. 10. 25	大 阪 府 知 事	平成 31 年度（厚生労働省繰越分）大阪府 生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 1,518,600 千円

② 四條畷水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

③ 阪南水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

④ 豊能水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

⑤ 忠岡水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

⑥ 岬水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

⑦ 千早赤阪水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 18 号	R 1. 9. 30	総務大臣	令和元年度水道事業の起債に対する同意	

⑧ 工業用水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
20190325 財地第 6 号	H31. 4. 1	経済産業大臣	平成 31 年度工業用水道事業費補助金 交付決定通知書(大阪広域水道企業団 工業用水道改築事業)	交付額 198,100 千円
20190405 財地第 7 号	H31. 4. 22	経済産業大臣	平成 30 年度工業用水道事業費補助金 交付決定通知書(大阪広域水道企業団 工業用水道強靱化事業)	交付額 30,100 千円

ただし、20190405 財地第 7 号の確定額は 22,135,500 円

### (3) 条例等の制定・改正・廃止

#### 1 条例

- (1) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例 (R1. 8. 16 公布、R1. 8. 16 及び R1. 10. 1 施行)
  - ・水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定更新手数料を定めるとともに指定手数料及び指定証再交付手数料を統一するほか、所要の改正を行った。
- (2) 大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例 (R1. 11. 22 公布、施行)
  - ・工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
- (3) 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 (R1. 11. 22 公布、施行)
  - ・学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が新たに設けられたことに伴い、所要の改正を行った。
  - ・技術士法施行規則の一部改正により第2次試験の選択科目が見直されたことに伴い、所要の改正を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例 (R2. 2. 21 公布、R2. 4. 1 施行)
  - ・地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行った。
- (5) 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (R2. 2. 21 公布、施行)
  - ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
- (6) 非常勤職員の災害補償に関する条例等の一部を改正する条例 (R2. 2. 21 公布、R2. 2. 21 及び R2. 4. 1 施行)
  - ・地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給料が支給されることとなるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額についての規定を定めるほか、所要の改正を行った。

#### 2 規則

- (1) 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則及び大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (R1. 11. 22 公布、施行)
  - ・工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
- (2) 大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (R2. 2. 21 公布、R2. 4. 1 施行)
  - ・地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に係る規定の整備その他所要の改正を行った。
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 (R2. 2. 21 公布、R2. 4. 1 施行)
  - ・地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則 (R2. 3. 31 公布、R2. 4. 1 施行)

- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。

(5)大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則 (R2. 3. 31 公布、R2. 4. 1 施行)

- ・地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める地方公務員法第36条の規定の適用を受ける職について、所要の改正を行った。

### 3 管理規程

(1) 大阪広域水道企業団会計規程等の一部を改正する規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・大阪広域水道企業団契約規程の制定に伴い所要の改正を行った。
- ・水道事業の統合に伴い定めていた経過措置を廃止するとともに、会計処理等の統一を図るため所要の改正を行った。
- ・その他必要な規定の整備を行った。

(2) 大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、水道技術管理者の職務のより円滑な遂行を図るため、水道技術管理補助者を追加した。

(3) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、所要の経過措置を定めた。

(4) 泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・泉南市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、泉南水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(5) 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・阪南市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、阪南水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(6) 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・豊能町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、豊能水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(7) 忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・忠岡町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、忠岡水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(8) 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・田尻町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、田尻水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(9) 岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (H31. 4. 1 公布、施行)

- ・岬町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、岬水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

(10) 四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1 公布、施行)



- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、四條畷水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (11) 太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、太子水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (12) 千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、千早赤阪水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (13) 大阪広域水道企業団契約規程 (H31. 4. 1公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団における契約検査業務の円滑な遂行を図るため、入札、契約及び検査制度に関する事項を定めた。
- (14) 大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程 (H31. 4. 1公布、H31. 4. 1及びR1. 10. 1施行)
- ・水道センターにおける固定資産の実地照合は、水道センター所長が行うこととした。
  - ・泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、各市町で平成31年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めた。
  - ・各市町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとした。
  - ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。
  - ・その他所要の改正を行った。
- (15) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R1. 5. 16公布、R1. 6. 1施行)
- ・負担金について、1立方メートル当たりの負担額の算出根拠を改正した。
- (16) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (R1. 5. 21公布、施行)
- ・学校教育法の一部が改正され、新たに専門職大学等が制度化されたことに伴い、職員の初任給の決定等に係る学歴免許等資格区分表に専門職大学の前期課程修了者の区分を定めた。
- (17) 大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程 (R1. 6. 28公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団運営協議会幹事会において、様々な規模の都市がそれぞれの視点から当企業団の重要事項を協議いただけるよう、役員(幹事)の数を9人から10人に変更した。
- (18) 大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程 (R1. 9. 12公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団運営協議会専門部会において、大阪広域水道企業団の事業運営に関わる重要事項の基本方針等について、あらかじめ検討を行うため、運営方針等検討部会を新たに設置した。
- (19) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (R1. 9. 13公布、

R1. 9. 14及びR1. 10. 1施行)

- ・水道法の一部改正等に伴い、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定の更新に係る手続を規定するとともに、指定事業者の指定の基準を改めるなど、所要の改正を行った。

(20) 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R1. 12. 6公布、施行）

- ・水道法施行令及び工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。

(21) 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R1. 12. 26公布、施行）

- ・水道法施行令及び工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。

(22) 忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R1. 12. 27公布、施行）

- ・水道法施行令及び工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。

(23) 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R2. 2. 5公布、施行）

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。
- ・その他必要な規定の整備を行った。

(24) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（R2. 2. 21公布、施行）

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。

(25) 千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R2. 2. 26公布、施行）

- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。

(26) 岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R2. 2. 27公布、施行）

- ・水道法施行令及び工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
- ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行った。

- (27) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（R2. 2. 28公布、R2. 2. 28及びR2. 3. 1施行）
- ・大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、給料表並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行った。
  - ・平成31年4月から令和2年2月までの公民較差相当額を調整するため、令和2年3月の給料月額を減額した。
- (28) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程（R2. 3. 9公布、R2. 4. 1施行）
- ・指定給水装置工事事業者の指定等に係る周知方法を公告から公示に改めるほか、所要の改正を行った。
- (29) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（R2. 3. 26公布、R2. 4. 1施行）
- ・職員に適用する給料表を国家公務員の行政職俸給表（一）に準じた給料表にすることとし、等級別基準職務表や昇格時号給対応表等を改正した。
  - ・特定任期付職員の給料表を国家公務員に準じた給料表に改正した。
  - ・大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、住居手当の改正（支給対象となる家賃額の下限の引上げ、手当額の上限の引上げ等）を行った。
  - ・給料表の改正に伴う規定の整備を行った。
- (30) 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (31) 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行った。
- (32) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・管理職手当を支給する職員の職の改正を行った。
  - ・管理職手当の月額を改正した。
- (33) 大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団処務規程の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
  - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (34) 大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・水道法の一部改正及び組織の改編に伴い、所要の改正を行った。
- (35) 大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程（R2. 3. 31公布、R2. 4. 1施行）
- ・組織改編に伴い、所要の改正を行った。
  - ・民法の一部改正に伴い、かし担保の名称及び取扱いについて、所要の改正を行った。

#### 4 訓令

- (1) 大阪広域水道企業団事務決裁規程の一部改正（R2. 3. 31 公布、R2. 4. 1 施行）

- ・組織改編に伴い、所要の改正を行った。

### 3 建設事業

#### (1) 水道用水供給事業

##### ① 拡張事業の推移

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (億円)	計画給水量 (m <sup>3</sup> )		事業内容	給水対象
				事業別	累計		
第1次 建設事業	昭和23年度 ～ 昭和25年度	3	4.8	35,000 (沈殿水)	35,000	庭窪浄水場 沈殿水	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市の8市
第2次 拡張事業	昭和25年度 ～ 昭和31年度	7	22.2	78,500	113,500	庭窪浄水場 浄水	第1次の対象市に松原市、羽曳野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、高石市を加えた17市
第3次 拡張事業	昭和32年度 ～ 昭和34年度	3	7.5	40,000	153,500	庭窪浄水場 浄水	第2次までの対象市に高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、箕面市、摂津市を加えた23市
第1次 改良事業	昭和31年度 ～ 昭和37年度	7	7.7	25,000 (沈殿水) 24,500	203,000	庭窪浄水場 沈殿水・浄水	
第4次 拡張事業	昭和35年度 ～ 昭和40年度	6	130	330,000	533,000	村野浄水場 浄水	第3次までの対象市に枚方市、四條畷市、富田林市、交野市、大阪狭山市、熊取町を加えた28市1町
第5次 拡張事業	昭和40年度 ～ 昭和47年度	8	384.3	917,000	1,450,000	村野浄水場 浄水	第4次までの対象市町に泉南市、田尻町、阪南市、岬町、忠岡町を加えた30市4町
第6次 拡張事業	昭和47年度 ～ 昭和54年度	8	1,366.90	550,000	2,000,000	村野浄水場 浄水	第5次までの対象市町に同じ
第7次 拡張事業	昭和55年度 ～ 平成22年度	31	3,110.00	160,000	2,160,000	三島浄水場 浄水	第6次までの対象市町に池田市、河内長野市、島本町、太子町、河南町、千早赤阪村、豊能町、能勢町を加えた32市9町1村

②改良事業の推移

事業の区分	事業年度	事業費	事業内容	
第2次改良事業	昭和42年度 昭和43年度	カ年 2	億円 3.2	庭窪浄水場 薬品注入設備等増設及び改良
第3次改良事業	昭和44年度 昭和45年度	2	4.6	庭窪浄水場 排泥設備築造及び電気設備改良
送水管整備事業	昭和51年度 昭和53年度	3	8.2	第2次事業の送水管整備
第1次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和54年度 昭和58年度	5	67.1	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 管理設備整備 赤水防止対策
第2次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和59年度 昭和63年度	5	59.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	昭和59年度 昭和63年度	5	9.0	東部水道事業所管内 第1、2次事業の送水管整備
第3次 浄水・送水施設 整備事業等	平成元年度 平成5年度	5	123.6	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成元年度 平成5年度	5	6.0	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
第4次 浄水・送水施設 整備事業等	平成6年度 平成10年度	5	218.7	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成6年度 平成10年度	5	32.3	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成8年度 平成10年度	3	2.0	北部、東部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
第5次 浄水・送水施設 整備事業等	平成11年度 平成16年度	6	328.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成11年度 平成16年度	6	56.8	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成11年度	1	0.3	北部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
中期整備事業 (第1期)	平成17年度 平成21年度	5	628.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第2期)	平成22年度 平成26年度	5	542.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第3期)	平成27年度 令和元年度	5	874.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策

### ③ 中期整備事業

昭和26年から給水を開始した旧大阪府水道部の水道用水供給事業は、給水開始後約60年余りの歳月が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

今後とも、上水を安定供給していくため、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

平成17年度からは、水道施設の再構築を図るために策定した「長期施設整備基本計画」に基づき、老朽化施設の更新と併せて水需要に見合った施設規模への適正化と、地震や事故等の危機管理対策の強化や施設の機能向上を図り、また施設の適切な維持管理による延命化を図るとともに、老朽化を評価して、経済的・計画的な更新を進めるため「中期整備事業」を5ヵ年計画で実施している。

#### 【中期整備事業（第1期）】

計画の初年度となる平成17年度から5ヵ年計画で浄水場・ポンプ場の施設整備及び送水管路の整備を実施した。

・事業年度	平成17年度～平成21年度
・事業期間	5ヵ年
・事業費	62,800,000千円

#### 【中期整備事業（第2期）】

第2期中期整備事業計画では、平成22年に策定した「施設整備マスタープラン」に基づき、5ヵ年計画で特に優先度の高い施設を老朽化施設の更新とあわせて、水需要を踏まえて段階的な施設更新を行うとともに、災害時の安全性の強化・市町村水道との連携強化を図るとともに、既存施設を有効活用するなど効率的な整備を進めてきた。

（平成23年度より大阪広域水道企業団が事業を承継して実施）

また、平成24年度から平成26年度は、具体的な取組内容や目標値を示したアクションプランとして、主要項目の進捗管理を行ってきた。

・事業年度	平成22年度～平成26年度
・事業期間	5ヵ年
・事業費	54,200,000千円

### 【中期整備事業（第3期）】

第3期中期整備事業計画では、平成27年に改定した「施設整備マスタープラン」に基づき、アセットマネジメントの実践による既存施設の有効利用や将来の水需要動向にも対応した段階的な施設更新を行い、老朽化施設の更新等、災害時の安全性の強化を図るとともに、東日本大震災による被災状況を踏まえた災害対策への取り組みを進める。

・事業年度	平成27年度～令和元年度
・事業期間	5ヵ年
・事業費	87,400,000千円



#### ④水資源の開発

##### (ア) 水源計画

近年の大阪府内における水需要の減少傾向により、水需要予測値との乖離が見られるようになったため、平成21年11月に将来水需要予測を見直し、それに基づく水源計画を公表した。

以降、平成26年8月と令和元年7月に水需要予測を見直しているが、それに基づく水源計画の改定は行っていない。

##### ① 水需要予測結果

	平成21年度予測 (目標:H32年度)	平成26年度予測 (目標:H37年度)	令和元年度予測 (目標:R12年度)
一日最大給水量	168万m <sup>3</sup> ⇒	158万m <sup>3</sup> ⇒	<u>146万m<sup>3</sup></u>
一日平均給水量	149万m <sup>3</sup> ⇒	139万m <sup>3</sup> ⇒	<u>132万m<sup>3</sup></u>

##### ② 水源確保量 (必要水源量) 165万m<sup>3</sup>

近年の少雨化傾向を考慮。10年に1回程度の渇水に対応できる安全度を見込む。

(一日平均給水量132万m<sup>3</sup>÷水源の利水安全度0.80)

##### ③ 水源計画の内訳

変更前の計画 (H17.8～)

現在の計画 (H21.11～)

【単位:万m<sup>3</sup>/日】

安威川ダム	1		安威川ダム	0	撤退
紀の川大堰	1		紀の川大堰	0	撤退
府工水転用	7		府工水転用	0	中止
既得 222			既得 222		
計 231					

(イ) 水資源開発事業の概要図



## (2) 市町村域水道事業

## 創設認可事業計画

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	主要事業
四條畷 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	3,288	57,300	18,740	・中野ポンプ場機能移転 ・老朽化施設更新 等
太子 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,048	13,800	4,510	・板屋橋浄水場 紫外線処理設備設置 ・老朽化施設更新 等
千早赤阪 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,105	5,500	2,640	・村内連絡管の整備 ・老朽化施設更新 等
泉南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,859	61,500	21,920	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
阪南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	4,428	54,000	19,210	・淡輪高区配水池共同利用 に伴う連絡管整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
豊能 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,300	19,300	6,830	・集中監視制御設備の集約 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・老朽化施設更新 等
忠岡 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	991	16,800	6,030	・北出配水場の整備、統廃合 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
田尻 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	912	9,000	3,690	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
岬 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	1,399	15,400	7,370	・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等

(3) 工業用水道事業

① 建設事業の推移

事業の区分	事業年度 カ年	事業費 (億円)	計画給水量			事業内容	給水区域		
			～平成22年度 (m <sup>3</sup> /日)	～平成26年度 (m <sup>3</sup> /日)	平成27年度～ (m <sup>3</sup> /日)				
大阪府 工業用水道事業	(旧) 三島系 北部工業用水道事業	昭和39年度～ 昭和44年度	6	84.5	200,000	580,000	470,000	地盤沈下対策	豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市
		昭和34年度～ 昭和37年度	4	10.5	(55,000)			産業基盤整備	守口市、門真市、東大阪市、堺市
	昭和37年度～ 昭和44年度	8	127.3	400,000	産業基盤整備			堺市、高石市、泉大津市	
	昭和40年度～ 昭和44年度	5	50.3	200,000	地盤沈下対策			守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、堺市、四條畷市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市	
	昭和51年度～ 昭和54年度	4	75.6	(40,000)	地盤沈下対策			泉大津市、岸和田市、貝塚市、和泉市、忠岡町	
	昭和62年度～ 平成6年度	8	76.4	(20,000)	産業基盤整備			泉佐野市、泉南市、田尻町	
	排水処理施設 建設事業	昭和48年度～ 昭和50年度	3	34.4	—			—	—

・事業年度事業費には関連事業を含む。

・平成23年4月1日 大阪広域水道企業団が大阪府水道部から事業を承継。

(注) 計画給水量の( )は内数。

## ② 工業用水道改築補助事業

昭和37年度から給水を開始した工業用水道事業は、事業創設後約50年が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

経営の合理化・効率化を推進するとともに、工業用水を安定給水していくため、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していかなければならない。そこで、経済産業省の改築補助事業の採択を得て、施設整備事業を実施した。

### 【改築補助事業】

平成7年度から10ヵ年計画で施設整備事業を実施した。

事業年度	平成7年度～平成16年度
事業期間	10ヵ年
事業費	15,758,244千円
補助金	2,996,719千円

## ③ 中期整備事業

平成17年度からは、老朽化施設の更新と併せて水需要に見合った施設規模への適正化と地震や事故等の危機管理対策の強化や施設の機能向上を図り、また、施設の適切な維持管理による延命化を図るために、「長期施設整備基本計画」に基づき、「中期整備事業」を実施している。

### 【中期整備事業（第1期）】

平成17年度から5ヵ年計画で浄水場・ポンプ場の施設整備及び配水管路の整備を実施した。

事業年度	平成17年度～平成21年度
事業期間	5ヵ年
事業費	16,885,396千円
補助金	683,500千円

### 【中期整備事業（第2期）】

第2期中期整備事業計画では、平成22年に策定した「施設整備マスタープラン」に基づき、5ヵ年計画で特に優先度の高い施設を老朽化施設の更新とあわせて、水需要を踏まえて段階的な施設更新を行い、災害時の安全性の強化を図るとともに、既存施設を有効活用するなど効率的な整備を進めてきた。（平成23年度より大阪広域水道企業団が事業を承継して実施）

また、平成24年度から平成26年度は、具体的な取組内容や目標値を示したアクションプランとして、主要な項目の進捗管理を行ってきた。

事業年度	平成22年度～平成26年度
事業期間	5ヵ年
事業費	17,340,231千円
補助金	848,500千円

### 【中期整備事業（第3期）】

第3期中期整備事業計画では、平成27年に改訂した「施設整備マスタープラン」に基づき、アセットマネジメントの実践による既存施設の有効活用や、将来の水需要動向にも対応した段階的な施設更新を行い、老朽化施設の更新等、災害時の安全性の強化を図るとともに、臨海部において増加傾向にある漏水事故への対応や東日本大震災による被災状況を踏まえた災害対策への取組みを進める。

事業年度	平成27年度～令和元年度
事業期間	5ヵ年
事業費	11,965,725千円
補助金	404,300千円

## 4 浄水施設概要

### (1) 水道用水供給事業

#### ① 村野浄水場

枚方市磯島北町地先淀川左岸の磯島取水場で原水を取水し、導水ポンプで村野浄水場まで送り、沈澱、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、摂津市、守口市を除く 40 市町村に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 179 万 7 千 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量	
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	階層系	凝集沈澱池	32池×2棟
	制水塔	1基			急速ろ過池	12池×2棟
	沈砂池	8池			オゾン接触池	4池×2棟
	取水ポンプ	3台			粒状活性炭吸着池	12池×2棟
	導水ポンプ	12台			棟内浄水池	2池×2棟
浄水施設	平面系	W1系凝集沈澱池		浄水池(棟外)	3池	
		W2系凝集沈澱池	4池	浄水施設	E系浄水池	5池
		E系凝集沈澱池	12池	送水施設	送水ポンプ(第1P)	8台
		W系急速ろ過池	22池		送水ポンプ(第2P)	3台
		E系急速ろ過池	24池	排水処理施設	濃縮槽	5槽
		オゾン接触池	8池		加圧脱水機	16台
		粒状活性炭吸着池	32池			
				棟内浄水池	2池	

② 庭窪浄水場

守口市大庭町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん、生物処理施設にてアンモニア態窒素等の除去を行い、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、微粉炭及び微小生物の流出対策としてさらに後ろ過処理を行い、3市（守口市、門真市、東大阪市）他、南大阪地域にも枚岡ポンプ場を經由し、高度浄水処理水を供給している。

- ・施設能力 20万3千m<sup>3</sup>/日
- ・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	6池×2系統
	制水塔	1基		オゾン接触池	2段×2列 ×2系統
	沈砂池	2池		粒状活性炭吸着池	6池×2系統
	取水ポンプ	4台		後ろ過機	9台（うち1台予備）
		浄水池		2池×2系統	
導水施設	原水調整池	2池	送水施設	送水ポンプ	5台
浄水施設	凝集沈澱池	4池×2系統	排水処理施設	大庭浄水場へ送泥	
	生物接触ろ過池	10池			
	2次凝集池	3段×3列 ×2系統			

③ 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水施設まで送り、生物処理施設でアンモニア態窒素及びマンガン等の除去を行い、沈でん処理した後、万博公園浄水施設で砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、6市（吹田市、摂津市、茨木市、豊中市、箕面市、池田市）に高度浄水処理水を供給している。

- ・施設能力 33万m<sup>3</sup>/日
- ・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市及び府 工水との共 同施設)	取水口	1ヶ所	排水処理施設	濃縮槽	3槽（上・工共用）
	取水塔	1基		加圧脱水機	6台（上・工共用）
浄水施設	沈砂池	8池	浄水施設	急速砂ろ過池	24池（万）
	導水ポンプ	2台（上水）		オゾン接触池	4池（万）
	生物処理施設	4ユニット		粒状活性炭吸着池	10池（万）
凝集沈澱池	8池	浄水池（塩素混和池含む）		4池（万）	
	調整池	1池	送水施設	送水ポンプ	5台（万）
送水施設	送水ポンプ	5台	排水処理施設	加圧脱水機	3台（万）

（万）：万博公園浄水施設



## (2) 市町村域水道事業

### ① 田原浄水場（四條堰水道事業）

地下水（深井戸）を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により浄水処理を行い、田原低区配水池へ送水し、自然流下で上田原・下田原地区に給水している。

・施設能力 340 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	2ヶ所	浄水施設	洗浄ポンプ	1台
	取水ポンプ	2台		着水井	1池
導水施設	導水管	158m		浄水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	2基		塩素滅菌設備	タンク1基 ポンプ2台
	ろ過ポンプ	2台	送水施設	送水ポンプ	2台

### ② 孝子浄水場（岬水道事業）

説明文

・施設能力 4,200 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水ダム	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	2池
	取水ゲート	3基		浄水池	1池
導水施設	導水管	742m		塩素滅菌設備	タンク1基 ポンプ3台
浄水施設	高速凝集沈殿池	2池			

### ③ 板屋橋浄水場（太子水道事業）

地下水を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により鉄・マンガンを除去して磯長台配水池へ送水し、自然流下で低区に供給している。

・施設能力 3,400 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	3ヶ所	送水施設	送水ポンプ	3台
	取水ポンプ	3台			
導水施設	導水管	214m	排水処理施設	洗浄排水貯水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	4基			
	塩素滅菌設備	タンク1槽 注入ポンプ4台			
	浄水池	1池			

④ 千早浄水場（千早赤阪水道事業）

千早地区黒梶谷の第1・第2水源を水源とし、浄水場で沈砂・膜ろ過を行い配水池へ送水、減圧水槽を経由して自然流下で配水する。

・施設能力 320 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	2ヶ所	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (消毒用)	2台
	沈砂池	1池(2系統)			
	原水ポンプ井	1池		塩素注入ポンプ (洗浄用)	2台
	オートストレーナ	1基			
	原水槽	1槽			
浄水施設	膜ろ過装置	2ユニット			
	浄水池(逆洗水槽)	1槽			

⑤ 岩井谷浄水場（千早赤阪水道事業）

表流水と伏流水を水源とし、浄水場で凝集沈澱・急速ろ過を行い、自然流下で上東阪配池へ送水する。上東阪配水池から下東阪配水池へ自然流下で送水、中津原ポンプ場で加圧により中津原高区配水池へ送水する。各配水池より配水区域へ自然流下で配水する。

・施設能力 1,650 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口 (集水井含む)	2ヶ所	薬品注入設備	PAC注入ポンプ (着水井出口)	2台
	取水ポンプ (集水井)	2台			
	接合井	1池	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (浄水池=混和池)	2台
	着水井	1池			
	フロック形成池	1池			
浄水施設	薬品沈澱池	1池(2系統)			
	急速ろ過機	2基			
	浄水池	1池			

### (3) 工業用水道事業

#### ① 大庭浄水場

守口市佐太中町地先淀川左岸で原水を取水し、沈澱処理を行った後、淀川以南地域の 351 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 60 万 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1 ケ所	浄水施設	凝集沈澱池	12 池
	制水塔	1 基		調整池	3 池
	沈砂池	2 池	配水施設	配水ポンプ	7 台
	取水ポンプ	6 台	排水処理施設	濃縮槽	4 槽
		加圧脱水機		7 台 (うち上水分 1 台)	

#### ② 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水場まで送り、沈澱処理を行った後、北大阪地域の 71 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 20 万 m<sup>3</sup>/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市及び企 業団上水との 共同施設)	取水口	4 ケ所	浄水施設 (工水)	凝集沈澱池	4 池
	取水塔	1 基		調整池	2 池
	沈砂池	8 池	配水施設	配水ポンプ	4 台
	導水ポンプ	2 台 (工水)	排水処理施設	濃縮槽	3 槽 (上・工共用施設)
		加圧脱水機		6 台 (上・工共用施設)	

## 5 料金の変遷

### (1) 水道用水供給事業

(1 m<sup>3</sup>当たり)

年 月 日	沈 で ん 水	浄 水
昭 和 25. 5.31	5 円	—
昭 和 27. 4. 1	6 円	—
昭 和 28. 4. 1	7 円 5 0 銭	—
昭 和 30. 4. 1	—	1 2 円 5 0 銭
昭 和 40. 4. 1	8 円	1 6 円
昭 和 49. 6. 1	1 0 円	1 9 円 7 0 銭
昭 和 51.10. 1	1 7 円 7 0 銭	2 9 円 7 0 銭
昭 和 52.10. 1	2 0 円 2 0 銭	4 3 円 7 0 銭
昭 和 53.10. 1	—	4 8 円 7 0 銭
昭 和 59.10. 1	2 4 円 5 0 銭	5 7 円 2 0 銭
平 成 元. 4. 1	2 3 円 7 9 銭	5 5 円 5 4 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 5. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 9. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額	
平 成 10. 4. 1	(平成10. 3月末削除)	7 4 円 5 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 12.10. 1	—	8 8 円 1 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 22. 4. 1	—	7 8 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額

平成 25. 4. 1	—	75円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平成 26. 4. 1	—	75円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
平成 30. 4. 1	—	72円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
令和元. 10. 1	—	72円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の110を乗じて得た額

(2) 市町村域水道事業

①水道料金

泉南水道事業

専用給水装置

年 月 日	用途	メーターの口径等	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	
令和 元. 10. 1	一般用	20mm以下	0㎡ 826 円	1㎡以上6㎡以下	17 円
				7㎡以上20㎡以下	137 円
				21㎡以上30㎡以下	160 円
				31㎡以上50㎡以下	193 円
				51㎡以上100㎡以下	231 円
				101㎡以上200㎡以下	268 円
				201㎡以上	
	25mm	0㎡ 2,350 円	1㎡以上100㎡以下	231 円	
	30mm	0㎡ 3,550 円	101㎡以上200㎡以下	268 円	
	40mm	0㎡ 7,350 円	201㎡以上1,000㎡以下	305 円	
	50mm	0㎡ 12,350 円	1,001㎡以上	324 円	
75mm以上	0㎡ 37,350 円				
	湯屋用		200㎡まで 17,850 円	201㎡以上 154 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

共用給水装置

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	
令和 元. 10. 1	共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額	1㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 6㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	17 円
			6㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 20㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	137 円
			20㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 30㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	160 円
			30㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 50㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	193 円
			50㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 100㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	231 円
			100㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え 200㎡に世帯数を乗じて得た水量まで	268 円
			200㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え える分	305 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

臨時用

年 月 日	水量	料金
令和 元. 10. 1	1㎡につき	486 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

親メーター及び子メーターを設置するもの

年 月 日	水量	料金
令和 元. 10. 1	親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1㎡につき	150 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四條堰水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
令和 元. 10. 1	一般用	5㎡まで 732 円	—
		10㎡まで 1,028 円	10㎡を超え15㎡までの分 148 円
			15㎡を超え25㎡までの分 178 円
			25㎡を超え50㎡までの分 238 円
			50㎡を超え100㎡までの分 296 円
			100㎡を超え500㎡までの分 336 円
			500㎡を超え1,000㎡までの分 366 円
	1,000㎡を超える分 386 円		
	公衆浴場用	300㎡まで 25,200 円	300㎡を超え1,000㎡までの分 108 円
			1,000㎡を超える分 118 円
臨時用	5㎡まで 3,500 円	5㎡を超える分 600 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

阪南水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
令和 元. 10. 1	家事専用	8㎡ 924 円	8㎡を超え10㎡まで 131 円
			10㎡を超え15㎡まで 150 円
			15㎡を超え20㎡まで 169 円
			20㎡を超え30㎡まで 206 円
			30㎡を超え50㎡まで 243 円
			50㎡を超え100㎡まで 290 円
			100㎡を超え200㎡まで 346 円
			200㎡を超え 383 円
	家事共同	8㎡×戸(室)数 924円×戸(室)数	8㎡を超え10㎡まで 131 円
			10㎡を超え15㎡まで 150 円
			15㎡を超え20㎡まで 169 円
			20㎡を超え30㎡まで 206 円
			30㎡を超え50㎡まで 243 円
			50㎡を超え100㎡まで 290 円
			100㎡を超え200㎡まで 346 円
			200㎡を超え 383 円
	家事共用	8㎡ 831 円	8㎡を超え10㎡まで 122 円
			10㎡を超え15㎡まで 150 円
			15㎡を超え20㎡まで 169 円
			20㎡を超え30㎡まで 206 円
			30㎡を超え50㎡まで 243 円
			50㎡を超え100㎡まで 290 円
			100㎡を超え200㎡まで 346 円
			200㎡を超え 383 円
	営業・会社 官公署用	20㎡ 3,174 円	20㎡を超え30㎡まで 216 円
			30㎡を超え50㎡まで 253 円
			50㎡を超え100㎡まで 299 円
			100㎡を超え200㎡まで 355 円
			200㎡を超え 392 円
	公衆浴場用	200㎡ 18,667 円	200㎡を超え 164 円
工事・その他一時 使用	20㎡ 6,667 円	20㎡を超え 415 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

豊能水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量1立方メートルにつき)			
				1 m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで	144 円		
令和 元. 10. 1	一般用	20mm以下	1,180 円	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円		
				21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円		
				31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円		
				41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円		
				71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	444 円		
				101m <sup>3</sup> 以上	534 円		
				25mm	1,840 円	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円
						21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円
		31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円				
		41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円				
		71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	444 円				
		101m <sup>3</sup> 以上	534 円				
		30mm	2,620 円			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円
						21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円
				31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円		
				41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円		
				71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	444 円		
				101m <sup>3</sup> 以上	534 円		
				40mm	4,720 円	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円
						21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円
		31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円				
		41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円				
		71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	444 円				
		101m <sup>3</sup> 以上	534 円				
		50mm	7,360 円			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円
						21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円
				31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円		
				41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円		
	71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで			444 円			
	101m <sup>3</sup> 以上			534 円			
	75mm以上			16,520 円	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円	
					21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円	
		31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで	294 円				
		41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで	364 円				
		71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	444 円				
		101m <sup>3</sup> 以上	534 円				
		公共用	一般用の1.5倍の額		11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	184 円	
					21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	234 円	
	31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> まで			294 円			
	41m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> まで			364 円			
	71m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで			444 円			
	101m <sup>3</sup> 以上			534 円			
臨時用	一般用のとおり			824 円			

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）



忠岡水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
令和 元. 10. 1	一般専用・ 共用	8 m <sup>3</sup> まで 820円	9 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> まで 150円
			31 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> まで 220円
			51 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> まで 300円
			101 m <sup>3</sup> 以上 350円
	工場用	50 m <sup>3</sup> まで 8,500円	51 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> まで 300円
			101 m <sup>3</sup> 以上 350円
	公衆浴場用	500 m <sup>3</sup> まで 33,000円	501 m <sup>3</sup> 以上 100円
官公署用	8 m <sup>3</sup> まで 900円	9 m <sup>3</sup> 以上 350円	
臨時用	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 550円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

田尻水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
令和 元. 10. 1	専用法事用	8 m <sup>3</sup> まで 802 円	9 m <sup>3</sup> 以上20 m <sup>3</sup> まで 159 円
			21 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> まで 181円
			31 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> まで 197 円
			51 m <sup>3</sup> 以上 219 円
	共同家事用	8 m <sup>3</sup> まで 681 円	9 m <sup>3</sup> 以上20 m <sup>3</sup> まで 159 円
			21 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> まで 181 円
			31 m <sup>3</sup> 以上 197 円
	官公署、工場、会 社、営業用その他	15 m <sup>3</sup> まで 2,858 円	16 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> まで 229円
			31 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> まで 263 円
			51 m <sup>3</sup> 以上200 m <sup>3</sup> まで 308円
			201 m <sup>3</sup> 以上500 m <sup>3</sup> まで 320 円
			501 m <sup>3</sup> 以上 365 円
	湯屋用	200 m <sup>3</sup> まで 14,797 円	201 m <sup>3</sup> 以上 121 円
	特殊用	4 m <sup>3</sup> まで 1,484 円	5 m <sup>3</sup> 以上 422 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

岬水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
令和 元. 10. 1	一般用	6 m <sup>3</sup> まで 829 円	7 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 以下 170 円
			11 m <sup>3</sup> 以上20 m <sup>3</sup> 以下 190 円
			21 m <sup>3</sup> 以上30 m <sup>3</sup> 以下 220 円
			31 m <sup>3</sup> 以上40 m <sup>3</sup> 以下 250 円
			41 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 以下 290 円
			51 m <sup>3</sup> 以上70 m <sup>3</sup> 以下 340 円
			71 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 以下 394 円
			101 m <sup>3</sup> 以上200 m <sup>3</sup> 以下 474 円
			201 m <sup>3</sup> 以上 554 円
	湯屋用	200 m <sup>3</sup> まで 30,229 円	201 m <sup>3</sup> 以上 200 円
仮設用	0 m <sup>3</sup> 0 円	1 m <sup>3</sup> 以上 745 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
令和 元. 10. 1	一般用	0m <sup>3</sup> 380 円	1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 以下 114 円
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下 138 円
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下 171 円
			31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 以下 195 円
			41m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下 228 円
			51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下 261 円
			101m <sup>3</sup> 以上150m <sup>3</sup> 以下 300 円
			151m <sup>3</sup> 以上 338 円
	湯屋用	50m <sup>3</sup> まで 3,619 円	51m <sup>3</sup> 以上 95 円
仮設用	0m <sup>3</sup> 3,714 円	1m <sup>3</sup> 以上 619 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

年 月 日	用途	基本料金	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
令和 元. 10. 1	一般用	500 円	1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 以下 120 円
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下 140 円
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下 170 円
			31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 以下 190 円
			41m <sup>3</sup> 以上 210 円
	業務用	3,700 円	220 円
	臨時用	3,700 円	620 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

②加入金

泉南水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	52,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	130,000 円	
	25mm	234,000 円	
	30mm	364,000 円	
	40mm	728,000 円	
	50mm	1,274,000 円	
	75mm	3,458,000 円	
	100mm	7,098,000 円	
	150mm	19,604,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四條畷水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	20mm以下	180,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	360,000 円	
	30mm	560,000 円	
	40mm	1,070,000 円	
	50mm	1,860,000 円	
	75mm	4,840,000 円	
	100mm	9,600,000 円	
	150mm	24,700,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

阪南水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	130,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	170,000 円	
	25mm	340,000 円	
	30mm	510,000 円	
	40mm	930,000 円	
	50mm	1,500,000 円	
	75mm	3,900,000 円	
	100mm	7,400,000 円	
	150mm	21,000,000 円	
	200mm	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

豊能水道事業

吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	200,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	300,000 円	
	25mm	440,000 円	
	30mm	660,000 円	
	40mm	1,100,000 円	
	50mm	5,500,000 円	
	75mm	11,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	38,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	95,000 円	
	25mm	171,000 円	
	30mm	266,000 円	
	40mm	533,000 円	
	50mm	933,000 円	
	75mm	2,533,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	495,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	761,000 円	
	25mm	952,000 円	
	30mm	1,142,000 円	
	40mm	1,523,000 円	
	50mm	1,904,000 円	
	75mm	2,857,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	619,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	952,000 円	
	25mm	1,190,000 円	
	30mm	1,428,000 円	
	40mm	1,904,000 円	
	50mm	2,380,000 円	
	75mm	3,571,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

従前の牧簡易水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	711,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,095,000 円	
	25mm	1,369,000 円	
	30mm	1,642,000 円	
	40mm	2,190,000 円	
	50mm	2,738,000 円	
	75mm	4,107,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

従前の寺田特設水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	866,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,333,000 円	
	25mm	1,666,000 円	
	30mm	2,000,000 円	
	40mm	2,666,000 円	
	50mm	3,333,000 円	
	75mm	5,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

忠岡水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	150,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	300,000 円	
	40mm	1,000,000 円	
	50mm	1,500,000 円	
	75mm	5,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

田尻水道事業

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	50,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	100,000 円	
	25mm	200,000 円	
	40mm	500,000 円	
	50mm	900,000 円	
	75mm	2,500,000 円	
	100mm	4,000,000 円	
	150mm	13,000,000 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

特別加入金

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	250,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	500,000 円	
	25mm	830,000 円	
	40mm	2,500,000 円	
	50mm	5,000,000 円	
	75mm	16,000,000 円	
	100mm	25,000,000 円	
	150mm	83,000,000 円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

岬水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	150,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	280,000 円	
	30mm	460,000 円	
	40mm	930,000 円	
	50mm	1,630,000 円	
	75mm	4,620,000 円	
	100mm	9,530,000 円	
	150mm	26,320,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	160,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	400,000 円	
	30mm	600,000 円	
	40mm	1,000,000 円	
	50mm	2,000,000 円	
	75mm	4,000,000 円	
		100mm以上	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 元. 10. 1	13mm	160,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	400,000 円	
	30mm	1,000,000 円	
	40mm	2,000,000 円	
	50mm	4,000,000 円	
		75mm以上	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 工業用水道事業

年 月 日	基本料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	メーター使用料			
昭和37. 4. 1	4 円	10 円	口径 (内径)	使用料 (1 個 1 ヶ月)		
			50 ミリメートル 以下	500 円		
			50 ミリメートル を超え 75 ミリメートル 以下	1,000 円		
			75 ミリメートル を超え 100 ミリメートル 以下	2,200 円		
			100 ミリメートル を超え 200 ミリメートル 以下	2,500 円		
			200 ミリメートル を超え 300 ミリメートル 以下	2,800 円		
昭和40. 4. 1	5 円 50銭  但し、37年3月完了の施設利用にあっては5 円	11 円	300 ミリメートル を超え 400 ミリメートル 以下	3,100 円		
			400 ミリメートル を超え 500 ミリメートル 以下	3,500 円		
			500 ミリメートル を超え 600 ミリメートル 以下	4,000 円		
			600 ミリメートル を超え 700 ミリメートル 以下	5,000 円		
			700 ミリメートル を超え 800 ミリメートル 以下	6,000 円		
			800 ミリメートル 以下			
昭和43. 3. 29			次のメーター使用料が追加された。 800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以下	7,000 円		
昭和48. 4. 1	9 円	18 円				
昭和50. 1. 1	11 円	22 円				
昭和51. 5. 1	15 円	30 円				
昭和56. 4. 1	23 円	46 円				
平成元. 4. 1	23 円	46 円	上表の金額に100分の103を乗じて得た額			
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 5. 4. 1	37 円	74 円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 8. 4. 1	46 円	92 円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 9. 4. 1	46 円	92 円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成21. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭			上表の金額に100分の105を乗じて得た額	
	二部料金制に変更 基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成26. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
平成28. 4. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
令和元. 10. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					